
スポーツ安全保険

保険金請求手続きの流れ（傷害保険）

1. けがをされた時は「スポーツ安全保険事故報告書」に必要事項を記入し、阿賀野市スポーツ少年団事務局（Fax 62-3604）に提出してください。【報告書用紙は水原総合体育館にあります。阿賀野市スポーツ協会 HP からダウンロードできます】
2. 10日以内に保険会社から「スポーツ安全保険 傷害保険金請求書」が自宅に届きますので、治療が終了したら必要事項を記入（3 加入内容欄、及び5 団体代表者証明欄は未記入）し、阿賀野市スポーツ少年団事務局に持参し証明印の押印を受けてください。
[注1] 団体の名称は各単位団ではなく、阿賀野市スポーツ少年団で、団体代表者は阿賀野市スポーツ少年団本部長になっています。
3. 押印を受けた「スポーツ安全保険 傷害保険金請求書」を保険会社に送付してください。
4. 保険会社から 2 保険金振込先の口座に保険金額が入金します。
[注1] 入院、通院とも医療費の実費ではなく、1 日当たりの定額保険金が支払われます。（入院 4,000 円、通院 1,500 円）
[注2] 手術保険金は入院中の手術は 40,000 円、入院中以外の手術は 20,000 円です。
[注3] 保険金請求額（手術保険金を含めない）が 10 万円以下の場合、診断書は必要ありません。
[注4] これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害補償金などとは関係なく支払われます。

阿賀野市スポーツ少年団 事務局
（水原総合体育館内）
TEL 0250-25-7613